千葉県木育推進方針の策定について

令和3年3月25日 農林水産部森林課

木育の基本的な考え方や進め方など認識の共有を図ることで、市町村や 民間団体等が行う、子どもから大人までの幅広い年齢を対象とした木育を 一層推進するため、「千葉県木育推進方針」を策定する。

【木育とは】木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動 《想定する取組主体》

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者、 里山活動団体、民間企業

1 方針の概要

- (1) 千葉県型木育の基本的な考え方
 - ①県内の森林や里山への愛着を育む
 - ②子どもから大人までの全ての県民を対象とする
 - ③多様な主体が連携して取り組む
- (2) 千葉県型木育の進め方「触れる」→「学ぶ」→「行動する」
- (3) 方針の期間令和2年度から令和6年度までの5年間
- (4) 各主体の具体的な取組
- (5) 県が行う木育活動の支援
 - ①森と親しめるフィールドの提供 (教育の森制度、県民の森、法人の森制度、緑化活動拠点施設)
 - ②木育の指導者育成
 - ③県産木材のおもちゃの貸出制度の整備
 - ④主体間の情報共有の支援 (取組事例の情報発信、意見交換の場の整備)
 - ⑤県産木材利用に関する支援 (木製品導入の補助、木材利用実績の評価制度)